

水銀による環境の汚染の防止に関する法律への対応に関して

2016年12月12日

一般社団法人日本電気計測器工業会

環境グリーン委員会

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部施行期日を定める政令（平成27年政令第377号）」が2015年11月11日に公布され、法附則第1条第1号に掲げる規定の施行期日が2016年12月18日となりました。

施行後、水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければなりません。

会員各社様におきましては、次に示す情報提供の例を参考に対応されることをお勧めいたします。

- 製品に水銀を使用している旨の表示を行う。
- 販売時に水銀が含まれる部品・部材を使用していることをユーザーへ書面等で伝える。
- 既に販売をしている製品はユーザーへ書面等で伝える。
- Web ページ等で水銀が含まれる部品・部材を使用している製品の情報を公開する。
- 廃棄時に水銀が含まれる部品・部材が製品のどこに使用されているかわかる情報をユーザーへ伝えるよう準備をする。

経済産業省および環境省は、2016年9月15日に水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者による水銀使用製品に関する表示等情報提供について、国としてその望ましい在り方を明らかにすべく、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を公表しました。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160915003/20160915003-1.pdf>

また、電機・電子4団体共同運営の「4団体製品化学物質専門委員会」「水銀表示ガイドライン Ad-hoc」が作成した電機・電子4団体「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」が公開されております。

<http://home.jeita.or.jp/eps/pdf/Guideline-for-Mercury.pdf>

上記のガイドラインも参照することをお勧めします。

なお、2015年11月11日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）」に基づき、水銀使用製品産業廃棄物等の処理基準が2017年10月1日に施行される予定です。

この政令・基準を踏まえて当委員会では工業用製品特有の対応を加味したガイドラインを発行する計画でおります。

【参考】

水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成 27 年法律第 42 号)の附則第 1 条第 1 号は次の通りです。

(施行期日)

第 1 条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 16 条から第 18 条までの規定 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

総則第 4 章第 16 条から第 18 条は次の通りです。

(国の責務)

第 16 条 国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第 17 条 市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 18 条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければならない。

以上

本件のお問合せ先：

一般社団法人日本電気計測器工業会 環境グリーン委員会 事務局 牟田

電話：03-3662-8182 E-mail：kan-g@jemima.or.jp